

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和三年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後					改 正 前				
別表	第 1 部	内 用	薬	薬 価	別表	第 1 部	内 用	薬	薬 価
	品 名		規 格 単 位	円		品 名		規 格 単 位	円
	(あ)~(は) (略)					(あ)~(は) (略)			
	(ひ)					(ひ)			
(略)					(略)				
	ピндаケルカプセル20mg		20mg 1 カプセル	<u>38,866.00</u>		ピндаケルカプセル20mg		20mg 1 カプセル	<u>43,672.80</u>
(略)					(略)				
	(ふ)~(わ) (略)					(ふ)~(わ) (略)			
	第 2 部	注 射	薬	薬 価		第 2 部	注 射	薬	薬 価
	品 名		規 格 単 位	円		品 名		規 格 単 位	円
	(あ) (略)					(あ) (略)			
	(い)					(い)			
(略)					(略)				
	イミフィンジ点滴静注120mg		120mg2.4mL 1 瓶	<u>101,807</u>		イミフィンジ点滴静注120mg		120mg2.4mL 1 瓶	<u>115,029</u>
	イミフィンジ点滴静注500mg		500mg10mL 1 瓶	<u>413,539</u>		イミフィンジ点滴静注500mg		500mg10mL 1 瓶	<u>467,245</u>
(略)					(略)				
	(う)・(え) (略)					(う)・(え) (略)			
	(お)					(お)			
(略)					(略)				
	オブジーボ点滴静注20mg		20mg 2 mL 1 瓶	<u>31,918</u>		オブジーボ点滴静注20mg		20mg 2 mL 1 瓶	<u>36,063</u>
	オブジーボ点滴静注100mg		100mg10mL 1 瓶	<u>155,072</u>		オブジーボ点滴静注100mg		100mg10mL 1 瓶	<u>175,211</u>
	オブジーボ点滴静注120mg		120mg12mL 1 瓶	<u>185,482</u>		オブジーボ点滴静注120mg		120mg12mL 1 瓶	<u>209,570</u>
	オブジーボ点滴静注240mg		240mg24mL 1 瓶	<u>366,405</u>		オブジーボ点滴静注240mg		240mg24mL 1 瓶	<u>413,990</u>
(略)					(略)				
	(か) (略)					(か) (略)			
	(き)					(き)			
	キイトルーダ点滴静注100mg		100mg 4 mL 1 瓶	<u>214,498</u>		キイトルーダ点滴静注100mg		100mg 4 mL 1 瓶	<u>242,355</u>
(略)					(略)				
	(く)~(つ) (略)					(く)~(つ) (略)			
	(て)					(て)			
(略)					(略)				
	テセントリク点滴静注1200mg		1,200mg20mL 1 瓶	<u>563,917</u>		テセントリク点滴静注1200mg		1,200mg20mL 1 瓶	<u>637,152</u>
(略)					(略)				
	(と)~(や) (略)					(と)~(や) (略)			
	(ゆ)					(ゆ)			
(略)					(略)				
	ユルトミリス点滴静注300mg		300mg30mL 1 瓶	<u>699,570</u>		ユルトミリス点滴静注300mg		300mg30mL 1 瓶	<u>730,894</u>
	(よ)~(わ) (略)					(よ)~(わ) (略)			
第 3 部 ~ 第 6 部 (略)					第 3 部 ~ 第 6 部 (略)				